

○上越教育大学学生居住施設規則第23条第2号及び第5号に規定する
行為及び処分の基準に関する申合せ

(平成22年12月8日学生委員会決定)
最終改正 令和6年2月7日

上越教育大学学生居住施設規則（平成16年規則第24号。以下「規則」という。）第23条第2号に規定する学生宿舎等の風紀又は秩序を乱す行為及び第5号に規定する規則その他学内規則等に違反し、又は学生宿舎等の管理運営に著しく支障を来す行為並びに処分の基準については、この申合せの定めるところによる。

1. 違反行為及び違反点数

違反行為及び違反点数は、次表のとおりとする。

該当条項	違反行為	違反点数
第2号関係	①事前に許可を受けた者を除く入居者以外の単身用学生宿舎及び国際学生宿舎（単身室）への立ち入り（立入者、受入者）	5
	②入居者以外を居室に宿泊させる行為	5
	③学生証及び仮入館カードの不正使用による玄関からの不正出入り及び非常時以外における非常口の出入り	5
	④学生宿舎出入口の長時間開放等の防犯上危険とみなされる行為	5
	⑤学生宿舎敷地内におけるゴミの投棄又は私物の放置	2
	⑥騒音等迷惑行為	2
	⑦共用部分の使用マナー等迷惑行為	2
	⑧その他風紀又は秩序を乱す行為	2
第5号関係	①故意又は重大な過失による学生宿舎の施設及び物品等の破損行為	5
	②学生宿舎の施設及び物品等の破損行為	2
	③学生宿舎敷地内における喫煙	2
	④不許可物品の持込	2
	⑤不分別のゴミ出し	2
	⑥学生宿舎駐車場への無登録車両の駐車及び駐車スペース以外への駐車（大学構内への駐車を含む。）	2
	⑦その他学生宿舎等の管理運営に支障を来す行為	2

2. 違反者に対する処分

(1) 違反行為をした者は、違反点数及び累積点数に応じ、次表のとおり処分を行う。

違反点数	累積点数	処分内容
2点	2点以上	文書（違反行為処分書）による嚴重注意
4点以上	4点以上	文書（違反行為処分書）及び口頭による嚴重注意、必要に応じて保護者等へ連絡
	10点以上	学生宿舎からの退去命令、保護者等へ連絡

- (2) 違反行為1回に対して、違反行為をした者のクラス担当教員・卒業研究指導教員・専門セミナー担当教員・アドバイザーへ指導を依頼する。
 (3) 違反者の処分に際しては、必要に応じて学生支援課職員による面談を行う場合がある。また、累積点数4点以上となった違反者については、学生宿舎・大学会館専門部の委員による面談を行う。
 (4) 面談等の無断欠席又は管理運営上必要な連絡に対し正当な理由なく応じない場合は第1項に規定する違反行為のうち、第5号関係⑦の違反として違反点を付与する。
 (5) 違反行為が悪質又は重大と判断される場合は、第2項第1号に規定する違反点数にかかわらず、学生委員会の議を経て退去等の処分を行うことができる。

3. 処分の決定

- (1) 違反行為の認定、違反点数の付与及び処分は、学生宿舎・大学会館専門部会長の意見を聴取の上、学生委員会委員長が決定する。ただし、退去命令は、学生委員会の議を経て、学長が命ずる。
 (2) 前号の処分を行う際は、クラス担当教員・卒業研究指導教員・専門セミナー担当教員・アドバイザー、保護者等に同伴を求めることができる。

4. 違反点数の消滅と軽減措置

- (1) 直近の違反行為の処分日から1年間違反行為のない場合は、累積する違反点数は消滅するものとする。
 (2) 学生委員会委員長が別に指定する環境整備等の作業に従事した場合は、直近の違反点数を1点減ずるものとする。